

こども家庭庁における主な犯罪被害者等関連施策の今後の取組等

1. 児童虐待等の被害を受けたこどもたちのための安全な場所の確保

- 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）や「一時保護ガイドライン」に基づいて、こどもの安全が迅速に確保されるよう、適切な一時保護の実施に努めるとともに、一時保護所における個別対応のための環境改善の推進を図る。
- 被害少年等の保護に資するよう、里親支援センターによる里親等への支援など里親制度の充実を図る。
- 個別の対応が必要なケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム及びファミリーホームについて、こどもへの1対1の対応、保護者への援助等を行う個別対応職員を配置することにより、ケアニーズの高い児童への支援体制の強化を図る。

2. 相談体制の充実

- 新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえ、
 - ①こども家庭センターの全国展開、②児童相談所の体制及び専門性の強化等を図る。
- 児童相談所が夜間・休日を問わずいつでも相談に応じられる体制の整備に努める。

3. 児童虐待防止のための周知・広報活動

- 令和6年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、「こどもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」標語の公表、ポスター・リーフレット・啓発動画の公開等、集中的な広報・啓発を実施する。